## 個人情報取扱事務の諮問事案書 (第9条第1項第4号)

※必要な資料を添付すること。

個人情報取扱事務の 名 称	木造住宅耐震化啓発事業
事 務 の 所 管 課 等	建築指導課
諮 問 事 項	木造住宅耐震化啓発事業に係る対象世帯選定のための家屋課 税台帳データの目的外利用
諮 問 の 理 由	木造住宅耐震化啓発事業の一環として、小田原市住宅耐震化 緊急促進アクションプログラムの活動内容及び耐震セミナー の開催を市民に周知するため、昭和56年5月31日以前に 建築された木造住宅を所有している方を抽出し、戸別訪問等 を実施するものである。
開始時期	平成30年7月
個人の類型	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を所有している者
個人情報の項目名	住所、氏名、所有建物の地番
個 人 情 報 を 収 集 す る	収集先 収集 課等
個 人 情 報 を 利 用 す る	保有課等 資産税課 利用課等 建築指導課
個 人 情 報 を 提 供 す る	提供先課等
本 人 通 知 の実 施 の 有 無	有 (アクションプログラムパンフレット及びセミナー案内文 に家屋課税台帳を参照した旨を記載して通知する)
本人通知を行わない 場合はその理由	

- ※ 項目は諮問内容に応じて適宜記入・変更してください。
- ※ 個人情報の収集:各実施機関外から情報を集めること

個人情報の利用:各実施機関内で個人情報を遣り取りすること

個人情報の提供:各実施機関外に情報を供すること

実施機関:議会、市長、行政委員会等の各意思決定機関